

兵庫教育大学と大学院同窓会との共同研究 経費執行等についての注意事項 [H29修正]

兵庫教育大学都道府県連携推進本部

共同研究の経費は、国立大学法人兵庫教育大学より支出されていますので、大学監査室の監査等の場合には、ご協力をいただくことありますのでご承知おき下さい。

1 支出簿の整理について (2以下の注意事項も確認してください。)

経費報告書の添付書類として、経費支出簿を提出してください。

支出簿は、共同研究経費を使用する毎に詳細に記入し、領収書等を整理しておいてください。

領収書等は、A4判の用紙に日付順に重ならないように見やすく貼付のうえ、収支簿の該当箇所と参照できるような同じ番号を記入してください。領収書等(領収書とその内容)の証明書類がないときは、執行を認められません。

なお、使途は共同研究申請書(応募時)の研究経費の用途と内容が大きく変更がないようにお願いします。(内容に大きな変更がある場合には、事前に本学教員と協議を行なっていただき、その確認のメールを当事務まで連絡してください。)

2 研究経費について

(1) 共同研究経費について

共同研究経費は、次に掲げるものに使用できます(ただし、共同研究と直接関係のないものへの使用はできません)。

- ①研究に必要な品物の購入費(1個または1組の価格が10万円(税込)未満の消耗品費に限る)。
- ②学会や研究会参加、大学教員との打合せ及び資料収集等のための旅費(海外は除く)。
- ③研究に必要な講師等への謝金。
- ④研究実施場所を借り上げるための経費(会議室等借料)。
- ⑤研究成果発表のための学会誌投稿料、ホームページ作成費用、研究成果広報用パンフレット等の作成費用。

(2) 旅費について

旅費は、通常の経路による交通費実費、通常の宿泊費に使用できますが、自家用車での移動に係る経費(ガソリン代、高速料金、駐車場料金等)には使用できませんのでご留意ください。

なお、学会や研究会等参加の場合には、レジメ(日程表内容がわかるもの、日時や場所が明記された書類)を収支簿に添付しておいてください。また、調査等で旅行する場合は、調査詳細を記したもの(5W1H)を作成し添付してください。

また、交通費等領収書に発着場所が明示されない場合や、領収書が発行されない場合には、別途料金表やインターネットなどで経費を証明するものを用意し添付してください。

(3) 消耗品費について

消耗品費は、以下の1個または1組の価格が10万円(税込)未満の品物及び資料等で**耐用年数が1年未満の品物で、その品物の購入に使用できます**。

- ・書籍類(雑誌、参考書籍、辞書類、マニュアル類、教科書、視聴覚教材、使用期間が短い月刊誌等)、書込みや切抜きする物、ソフトウェア類、低価格の物等
- ・書籍類には、金額とともに書籍名、著作者、出版社が分かるようにしてください。

・低価格の物等でも、購入物名がわかるようにしてください。

※コンピュータや机等の備品類について 耐用年数が1年以上で1個または1組の取得価格が10万円5万円[㊟]（税込）以上の換金性の高いものは、購入できません。 ㊟変更 別添「換金性の高い物品の管理について」を参照ください。（換金性の高い物品とは、パソコン、デジタルカメラ、ビデオカメラ、タブレット型コンピュータ、テレビ、録画機器、視聴覚教材、ソフトウェア類等のうち、取得価格が5万円以上10万円未満の物品です。）
規程により当共同研究経費では、物品類（備品類）は購入できません。万一共同研究経費で備品類を購入された場合には、管理用シールを該当物品に貼付し研究期間終了後、当該備品を都道府県連携推進本部に納付していただきます。

(4) 人件費について

人件費には使用できません。

(5) 共同研究経費の使用期日について

共同研究経費は、採択通知があった日から使用を開始し、**翌年2月末日まで**に執行を終了してください。（残額が生じないように、残額は「0円」または「0円以下」にしてください。 ※赤字の補填はありません。）

(6) 立替払いによる購入について

契約日に採択が決定していますので、共同研究費の送金日までに消耗品等を購入される場合は、立替払いにより購入しても構いません。（契約書による契約が成立したから後の研究開始となりますが、事前にメールにて通知を行います。また、立替払いにも領収書は必要です。）

3 その他

(1) 研究費の送金について

採択された共同研究の代表者は、金融機関で個人名義の通帳を作成してください。その通帳に本学から送金しますので、別紙の「共同研究経費の口座振込申出書」（押印が必要です）を提出してください。

(2) 共同研究終了時の手続きについて

共同研究終了後、研究代表者は、速やかに別紙様式3による研究成果報告書を共同研究者の本学教員を通じて、（別紙様式4 共同研究経費報告書とともに）下記事務まで提出してください。

(3) その他質問等について

共同研究経費に関する質問等は、下記都道府県連携推進本部へお願いします。

本件のお問い合わせ先

兵庫教育大学都道府県連携推進本部

担当：臼井，須藤

TEL：(0795) 44-2375, 44-2406 FAX：(0795) 44-2376

E-mail：office-dosokai@hyogo-u.ac.jp